

○御坊市立学校通学区域に関する規則

(1) 通常地域

学区分	区域
御坊中学校区	御坊市のうち 藪、島、御坊、名屋及び名屋町の地域
湯川中学校区	御坊市のうち 湯川町小松原、富安、丸山及び財部並びに荊木の地域
河南中学校区	御坊市のうち 塩屋町、野口、岩内、熊野及び明神川の地域
名田中学校区	御坊市のうち 名田町の地域
御坊小学校区	御坊市のうち 藪、島、御坊、名屋及び名屋町の地域
湯川小学校区	御坊市のうち 湯川町小松原、富安、丸山及び財部並びに荊木の地域
藤田小学校区	御坊市のうち 藤田町の地域
野口小学校区	御坊市のうち 野口、岩内及び熊野の地域
塩屋小学校区	御坊市のうち 塩屋町及び明神川の地域
名田小学校区	御坊市のうち 名田町の地域
幼稚園区	御坊市全地域

(2) 特別地域

地域	番地	就学校	就学可能校
湯川町財部	90番地～348番地	湯川小学校 湯川中学校	御坊小学校 御坊中学校
	428番地～434番地		
	448番地～780番地		
	811番地～846番地		
	876番地～924番地		
	925番地～928番地		
	931番地～936番地		
1134番地 2			
藤田町吉田	593番地～651番地	藤田小学校	湯川小学校
	669番地 3～669番地 9	御坊市日高川町中 学校組合立大成中 学校	湯川中学校
	675番地～702番地 5		
	713番～717番地 1		
	718番地～740番地		
	764番地 1		
	764番地 5～784番地		

- 1 特別地域内に居住する児童又は生徒が、当該特別地域に居住することにより就学可能となる学校に就学を希望する場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により、教育委員会の承認を受けて就学している児童の進学する中学校は、当該児童が就学している小学校の児童が通常進学することとなる中学校とする。
- 3 通常地域及び特別地域による学区の学校に児童生徒を就学させることが困難な特殊な事情があるときは、保護者は教育委員会の承認を得て学区外の学校に就学させることができる。

通学先変更申請承認基準

【承認基準】

申請事由	承認基準	承認期間	添付書類
学年途中の転居	学年途中で転居・転出する場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。	(1) 小学校5年生及び6年生並びに中学2年生及び3年生 ...卒業まで (2) 小学校1年生から4年生及び中学1年生 ...学年末まで	住民異動届の写しなど
居住地と住民登録の住所が不一致	特別な事情等により、住民登録の住所地と現に居住する住所地が一致しない場合で、居住地の通常指定される学校への就学を希望するとき。	住民票異動(転居)まで	民生委員の(居住)確認書など
次年度中に転居等が確実な場合	住宅の新築又は購入のため、次年度中に転居・転入が確実な場合で、転居予定先の学校に学年開始時から就学を希望するとき。	住民票異動(引越)まで	建築確認通知書、売買契約書の写しなど
保護者の就労等	◎ 小学校のみ 保護者が就労又は疾病等のため、児童の帰宅後、保護できない場合で、児童を預かる者の住所地の学校に就学を希望するとき。	学年末まで	保護者の就業証明書など

部活動	◎ 中学校のみ 指定された中学校に希望する部活動がなく、近隣の中学校に存在する場合で、当該部活動に入部することを前提として、近隣中学校への就学を希望するとき。(希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校)	卒業又は、部活動を中止した学年末まで	入部届
加入自治会が学区と不一致	地縁等の理由により加入している自治会が住民登録地の自治会と異なる場合で、加入している自治会の校区である学校への就学を希望するとき。	卒業まで	自治会長の自治会加入証明書 など
特別地域に居住	教育委員会が定める特別地域に居住する場合で、就学可能校への就学を希望するとき。(別表「特別地域」をご覧ください。)	卒業まで	なし
教育的配慮	(1) 児童、生徒の身体的理由により、配慮が必要と認められる場合で、より教育的効果が期待できる学校への就学を希望するとき。 (2) いじめ、不登校などの理由により、配慮が必要と認められる場合で、現に就学する学校の校長が適当と認める学校に就学を希望するとき。	卒業まで	(1) 医師の診断書 (2) 学校長の意見書

備考 区域外就学(御坊市に住所を有しない児童生徒が、御坊市立学校に就学する場合)の場合は、児童生徒が住民登録されている市町村の教育委員会と協議を行ったうえで決定することになります。